

宇城クリーンセンターへの災害ごみの搬入について

地震により各家庭から発生した、災害ごみを宇城クリーンセンターの仮置き場へ持ち込むことが出来ます。

■仮置き場で受け入れるごみは、災害により家庭で発生した以下のごみです。

- A 可燃粗大ごみ (タンス類、ふすま、カーペット等)
- B 不燃粗大ごみ (金属製棚、チェアー、ソファ等)
- C 不燃物 (陶器類、ガラス類、金属くず、缶、びん等)
- D 畳
- E 小型家電 (炊飯器、電子レンジ、ドライヤー等)
- F 可燃ごみ (樹木等は長さ80cm以内、直径10cm以内に限りします。)

仮置き場で荷下ろしをする順番

A→F

※上記の区分ごとに分別してください。

※対象外のものについてはお持ち帰りいただきます。ご了承ください。

■開設期間：令和8年7月31日(金)から令和8年8月7日(金)まで
※令和8年8月1日(土)、2日(日)は特別開場いたします。

8月8日以降は別の仮置き場を開設いたします。

■受付時間：8:30~12:00、13:00~15:30

※12:00~13:00 昼休憩

■必要書類：裏面の「ごみ処理手数料減免申請書」※事前に住所・氏名・連絡先をご記入ください。
被災状況(建物の外観や屋内の様子など)が分かる写真(携帯電話やカメラでの確認可能)
身分証明書(免許証やマイナンバーカード) ※罹災証明書は必要ありません。

【留意事項】

- 仮置き場では係員の指示に従い、決められた場所におろしてください。
- 原則、搬入される災害ごみは、搬入者でおろしてください。
- 天候や受け入れ能力により受付を中止する場合があります。中止の際はホームページ等でお知らせします。
- ごみ搬入以外の通行が滞らないよう順路を守り、周辺地域へのご配慮をお願いします。
- 宇城クリーンセンターへ搬入できない「がれき類や瓦、リサイクル家電等」の処分については、8月6日までに改めて市HP等でお知らせいたします。分別して準備いただきますようお願いいたします。

